

日本のハンセン病問題の残された課題（報告要旨）

2017年6月22日 弁護士 徳田靖之

1 はじめに

日本のハンセン病問題の残された課題として、次の3点を指摘することができます。

第1の、そして最も大きな課題は、ハンセン病に対する差別・偏見を解決することです。

「らい予防法」の廃止から21年、熊本地裁判決から16年を経て、今なお、ハンセン病についての差別や偏見は根強く残っています。

その解決にとって重要な役割を果たすと思われるのが「ハンセン病家族訴訟」と「特別法廷」をめぐる司法によるハンセン病差別の追及です。

第2の課題は、再発防止という視点からも重視すべき、「ハンセン病隔離政策の歴史」とこれに抗した人々のたたかいをどう継承していくのかという問題です。

このために、ハンセン病療養所の永続化と資料館及び証言記録の整備が必要です。

第3の課題は、入所者・退所者・非入所者の今後の生活の質の確保という問題です。

療養所の医師・看護師・介護員の充足と地域への開放、社会内生活の充実化が求められています。

2 ハンセン病家族訴訟について

(1) 現在、熊本地方裁判所において、568名の原告によって「ハンセン病家族訴訟」がたたかわれています。

(2) この裁判は、日本のハンセン病隔離政策等によって、患者本人だけでなく、その家族までもが深刻な差別・偏見にさらされたとして、国家賠償法による損害賠償を求めるものです。

(3) この裁判では、国の法的責任とともに、家族に苦難の人生を余儀なくさせるに至った社会の側の加害責任が問われており、私たちは、この裁判の審理・解決を通して差別・偏見の解消を目指しています。

3 「特別法廷」における司法の責任追及について

(1) 日本の最高裁判所は、ハンセン病患者の刑事裁判を通常の裁判所の法廷で開くことを認めず、ハンセン病療養所等の隔離施設で裁判を開いてきました。

これを「特別法廷」といいます。

その期間は、1948年から1972年まで、実に95件に及んでいます。

これは、最高裁判所が「らい予防法」を合憲合法であるとみなし、隔離政策を支持し続けたことを意味します。

(2) 私たちの指摘を受けて、昨年4月25日、最高裁判所は、その検証結果を公表し、違法で差別的な取扱いをしたことを謝罪しましたが、その内容は極めて不十分であり、特に「特別法廷」で死刑判決がなされ、その執行がされてしまった「菊池事件」の真相解明は、依然としてなされておられません。

私たちは、この「菊池事件」の再審無罪を勝ちとることこそが、ハンセン病に対する差別偏見の克服にとって、極めて重要であると考えています。

4 療養所の永続化、資料館等の整備について

(1) 現在療養所の入所者は、1200名余り、平均年齢は85歳に達しています。

国は、入所者が1人になっても療養所を存続することを確約していますが、入所者がいなくなった後において、ハンセン病隔離政策の歴史を残し、人権の尊さを学ぶ場として、療養所を永久に残しておく必要があります。今、その法制化に向けての取り組みを続けているところです。

(2) ハンセン病隔離政策等の歴史は、また、被害にあった人々の人間としての尊厳をかけた輝かしいたたかひの歴史でもありました。

これを後世に伝えるために、各療養所ごとの資料館の整備と証言集の記録化が是非とも必要です。

5 病歴者の生活の質の確保のために

(1) 高齢化した入所者にとって何よりも必要なことは次の2点です。

第1は、入所者の自治組織としての全患協、全療協の運動を引継ぐ運動体を組織す

ることです。

私たちは、各療養所に人権委員会を設置することを目指しており、少しずつ実現に向かっています。

第2は、医師・看護師・介護員の充足です。

私たちは、厳しいたたかひの成果として、国家公務員の定数削減の適用除外という歴史的な成果をかちとりましたが、その成果を現実にするための「充足化」を是非とも実現しなければなりません。

(2) 退所者にとっての不安の1つであった、給与金の遺族承継の問題は結着しましたが、高齢化していくなかでの「老後の不安」を解決するための医療、福祉相談体制の充実が是非とも必要です。

(3) 非入所者にとっては、給与金の承継問題が残された課題となっています。

6 おわりに

救済の対象とされてきた人々が、自ら解放の主体へと転化を続けてきたハンセン病のたたかひは、日本社会に大きな変化を与えてきました。

なかでも、戦後の日本において、国の差別構造を余すところなく明らかにし、人間の尊厳を確立したことの意義は、特筆すべきものです。

私自身、この問題にかかわるなかで、1つ1つ当事者に学びながら成長してきました。

ハンセン病問題にかかわるすべての人々が、自らの生き方、自らの課題として、ハンセン病問題にかかわり続けることの大切さを改めて強調して、私の報告を終わります。